

京都市告示第300号

平成29年3月31日京都市告示第667号(京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務の委託)の一部を次のように改めます(手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務委託の中止)。

平成29年8月21日

京都市長 門川大作

|   | 氏名又は名称 | 住所                   | 改正内容      |
|---|--------|----------------------|-----------|
| 1 | 小嶋商店   | 京都市上京区御前通今小路下る馬喰町911 | 取扱中止により削除 |

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)